

規約改正履歴一覧表

改正年月日 期・総会	改正条項	旧条文	新条文
平成25年6月29日 2012年度通常総会	集会室使用細則		集会室使用細則を制定。
平成26年6月28日 2013年度通常総会	第60条	収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度におけるそれぞれの費用に充当する。	収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における <u>管理費に充てるほか、総会の決議を経て修繕積立金として積み立てることができる。</u>
	第15条	1項 管理組合は、駐車場について、居住する区分所有者及び占有者に駐車場使用契約により使用させることができる。	1項 管理組合は、駐車場について、 <u>区分所有者に限り駐車場使用契約を締結することができ、この使用権は当該区分所有者の専有部分の貸与を受けた占有者に転貸する場合を除き、第三者に譲渡または転貸することはできない。</u>
		3項 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、又は占有者が退去若しくはその専有部分を転貸したときは、その区分所有者又は占有者の駐車場使用契約は効力を失う。	3項 区分所有者がその所有する専有部分を、 <u>他の区分所有者又は第三者に譲渡したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。</u>
	駐車場使用細則第2条	駐車場については、原則として本物件の居住者又は占有者が所有する車の所有の用に供することに限るものとし、その他の用途に使用してはならないものとする。駐車区画は1住戸につき1区画とする。但し、理事会において別段の定めをすることができるものとする。	<u>駐車場契約者は、本マンション区分所有者に限るものとし、駐車区画は原則1住戸につき1区画とする。但し、空き区画がある場合は、この限りではない。</u>
平成27年4月11日 臨時総会	管理組合役員選任の運用細則		管理組合役員選任の運用細則を制定。

